

旭指監 第164号-2  
平成28年 1月 5日

旭川市内福祉用具貸与事業者

各 位

旭川市内居宅介護支援事業者

旭川市長 西 川 将 人  
(福祉保険部指導監査課)

### 福祉用具の無償貸与について

福祉用具の貸与に当たり、福祉用具の使用開始後の数日間から数か月にわたって「お試し期間」として利用者に利用料の負担を求めている福祉用具貸与事業所が存在すること、また、「お試し期間」として長期間の無償貸与を介護支援専門員から福祉用具貸与事業所が求められることがあるとの情報提供がありました。

福祉用具の貸与に当たっては、「旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第255条第2項において、同一品目の福祉用具の貸与を行う場合に介護保険を適用する場合の利用料と介護保険を適用しない場合の利用料は原則として同額とすべきこととされています。

福祉用具を使用する利用者が、通常は正規の利用料（保険給付9割分を含む）を負担しているのに対し、一方で「お試し期間」として利用料を負担しないことは、公平性に欠けるとともに、前記基準条例に違反することとなります。

従いまして、福祉用具の貸与を行う場合は、適正な費用負担を利用者に求めてください。

なお、福祉用具貸与の新規開始に当たって、利用者が当該福祉用具を使用することの適否を確認する必要がある等特別な理由がある場合には、1週間（土日を含む。）を限度として、無償で試用することは問題がないものとします。

また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、福祉用具貸与事業者に対して、特別な理由がなく「お試し期間」として無償貸与を求めることは、前記基準条例違反を促すこととなるため、不適切な行為として行政指導を行うこととなりますのでご注意ください。

※「旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」

(平成25年3月25日条例第29号)

第255条第2項 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(担 当)

指導監査課介護担当

電話 25-9849